

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

近年、我が国においては、子どもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻になっており、常に子ども最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に捉えて、強力に進めていくことが急務となっています。

本市は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「第2期釜石市子ども・子育て応援プラン（釜石市子ども・子育て支援事業計画）（以下、「第2期計画」という）」を策定し、様々な子育て支援に関する取組を行ってきました。また、令和3年3月には「釜石市幼児教育振興プラン」を策定し、幼児教育の充実を図る取組を行っています。

このような中、国においては子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「子ども基本法」を施行しました。また同時に「子ども家庭庁」も創設されました。令和5年12月には、子ども施策を総合的に推進するため「子ども大綱」及び「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」及び「子ども未来戦略」を閣議決定しました。

令和5年12月に閣議決定された「子ども未来戦略」では、今後3年間の集中的な取組を示した「加速化プラン」が示されており、具体的な施策として「児童手当の抜本的拡充」や「妊娠期からの切れ目ない支援の拡充」、「すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充」などが掲げられています。

本市では、これらの動向や第2期計画、釜石市幼児教育振興プランの進捗状況及び課題を整理し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、子どもの貧困の解消に向けた対策、地域での子ども・子育て支援の充実を図っていくため、第2期計画と釜石市幼児教育振興プランを包含した「第3期釜石市子ども・子育て応援プラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。

【釜石市の主な取り組み】

- 平成 20 年 少子化対策推進本部設置
 総務企画部少子化対策・男女共同参画推進室設置
 * 子育て応援カード（かまリンカード）事業
 * 出会いの場創出事業
- 平成 21 年 教育委員会幼児教育推進室設置
 * 保育所にきょうだい同時入所の場合第 2 子以降保育料無料化
- 平成 22 年 次世代育成支援後期行動計画えがお輝きプラン策定
 * 保育所、幼稚園等にきょうだい同時入所の場合第 2 子以降保育料無料化
- 平成 23 年 保健福祉部子ども課及び発達支援室設置
 * 子ども・子育て支援新制度に対応する窓口を一元化し、子ども課新設
 * 発達支援室新設により、臨床心理士による発達支援と支援体制を強化
- 平成 26 年 小規模保育事業所の設置促進・認可
- 平成 27 年 子ども・子育て支援新制度の開始にあたり保育料の見直し
 ・ 保育所保育料の金額見直し
 ・ 公立幼稚園保育料の金額見直し
 ・ 私立幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所の保育料設定
- 平成 29 年 釜石市子育て世代包括支援センター設置
 * 保育料算定にあたってのみなし寡婦（夫）控除の導入
 * 祖父母手帳の作成配布
 * 赤ちゃんの駅認定・移動式赤ちゃんの駅の貸出開始
- 平成 30 年 * 釜石市子育て応援カード（ホッとカード）事業
- 令和元年 * 釜石市日中一時支援サービス自己負担金補助金の交付
- 令和 2 年 第 2 期釜石市人口ビジョン・オープンシティ戦略策定
 * 保育所、幼稚園等にきょうだい同時入所の場合、第 2 子以降の副食費を無償化
 * 妊産婦家事支援サービス事業
- 令和 3 年 * 「すこやか子育て基金」の設置
 * 妊産婦応援給付金事業
- 令和 4 年 * 高校生年齢帯までの医療危難等での保険診療の医療費一部負担金助成
- 令和 5 年 子ども家庭総合支援拠点設置
 ・ 保健福祉センターにはぐくみルームを設置
 * 年齢にかかわらず、世帯が監護する第 2 子以降の保育料無償化
 * 市内小中学校に通学している第 3 子以降の給食費無償化
- 令和 6 年 保健福祉部こども家庭課及びこども家庭センター設置
 ・ 妊娠から出産、子育てに関連する窓口を一元化し、こども家庭課を新設
 ・ こども家庭センター設置により、子育て世代包括支援センターの機能と子ども家庭総合支援拠点の機能を統合

(注) * は、釜石市独自の取り組み

■国の少子化対策の主な取組

年月	内容
2003(平成15)年9月	■少子化社会対策基本法施行 少子化に対処するために講すべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
2005(平成17)年4月	■次世代育成支援対策推進法施行 少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るために理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後10年間において重点的に推進
2006(平成18)年6月	■新しい少子化対策について 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
2006(平成18)年10月	■「認定こども園」の制度創設 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設
2007(平成19)年	■「放課後子どもプラン」の創設 文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
2007(平成19)年12月	■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進
2008(平成20)年2月	■「新待機児童ゼロ作戦」 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
2010(平成22)年1月	■「子ども・子育てビジョン」閣議決定 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す ■子ども・子育て新システム検討会議設置 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始

年月	内容
2010(平成22)年4月	■子ども・若者育成支援推進法施行 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
2012(平成24)年8月	■子ども・子育て関連3法公布 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法の公布
2014(平成26)年1月	■子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るために対策を総合的に推進
2014(平成26)年4月	■次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 法律の有効期限を2025（令和7）年3月31日まで10年間の延長
2014(平成26)年7月	■「放課後子ども総合プラン」の策定 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進
2015(平成27)年4月	■子ども・子育て支援新制度の施行 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
2016(平成28)年4月	■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
2016(平成28)年6月	■ニッポン一億総活躍プランの策定 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率1.8」の実現に向けた10年間のロードマップを示す ■児童福祉法等の一部改正の公布 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るために、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める

年月	内容
2017(平成29)年6月	■「子育て安心プラン」の策定 2020（令和2）年度末までに待機児童を解消するとともに、2022（令和4）年度末までの5年間で25～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備
2017(平成29)年12月	■「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや3～5歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
2018(平成30)年9月	■「新・放課後子ども総合プラン」の策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後5年間の計画を策定
2019(令和元)年10月	■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化
2019(令和元)年11月	■「子供の貧困対策に関する大綱」の策定 現在から将来にわたり、すべての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す。子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期的に実施 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援や支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮などを方針としている
2020(令和2)年5月	■「少子化社会対策大綱」の策定 「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見いだせるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚ができ、かつ希望するタイミングで希望する数の子供を燃える社会をつくることを目標とする
2020(令和2)年12月	■「新子育て安心プラン」の策定 2021（令和3）年度から2024（令和6）年度末までの4年間で25～44歳の女性就業率82%に対応できる約14万人分の保育の受け皿を整備

年月	内容
2021(令和3)年4月	<p>■「子供・若者育成支援推進大綱」の策定</p> <p>すべての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組むため、第3次となる大綱を策定</p>
2022(令和4)年6月	<p>■児童福祉法等の一部改正の公布</p> <p>児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の養護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村による包括的な支援のための体制の強化等に関する事項などを定める</p>
2023(令和5)年4月	<p>■「こども基本法」の施行</p> <p>「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、子どもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力的に実施していくための包括的な基本法として制定</p> <p>■こども家庭庁の発足</p> <p>こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔として発足</p>
2023(令和5)年12月	<p>■「こども大綱」閣議決定</p> <p>こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもので、我が国初の大綱を閣議決定</p> <p>■「こども未来戦略」閣議決定</p> <p>次元の異なる少子化対策を推進するため、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し策定</p> <p>■「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定</p> <p>すべての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的として策定</p>

年月	内容
	<p>■「放課後児童対策パッケージ」の策定 放課後児童対策の一層の強化を図るため、早期の受け皿整備の達成に向け、放課後児童クラブの受け皿整備等の推進を盛り込んだ内容を策定</p> <p>■「子どもの居場所づくりに関する指針」閣議決定 すべての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していくよう、「子どもまんなか」の居場所づくりを実現するための指針を策定</p>
2024(令和6)年5月	<p>■「子どもまんなか実行計画2024」の策定 子ども基本法に基づく子ども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広い子ども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランを策定</p>
2024(令和6)年6月	<p>■「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正の施行 法律の題名を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改めるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれた</p>
2024(令和6)年7月	<p>■「子ども政策DXの推進に向けた取組方針2024」の策定 子どもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、べんりなものにしていくことができるような方針を策定</p>

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画とし、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、令和7年4月から釜石市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況等を勘案しながら計画的に取組を推進していくものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画（地域行動計画）や、「子ども基本法」及び「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた子どもの貧困の解消に向けた対策計画の性格を持ち合わせることとします。

なお、本計画と釜石市幼児教育振興プランを統合し、釜石市総合計画や釜石市オープンシティ戦略、かまいし男女共同参画推進プラン、釜石市地域福祉計画、釜石市障がい福祉計画、健康かまいし21プランなど上位計画や関連計画と整合性を図りながら推進します。

3. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、18歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもとその保護者とします。なお、本計画における次に示す語句は、児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づいて定義します。

子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
※子ども	年齢で区分せず心と身体の発達の過程にある者
乳児	1歳未満の者
幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
妊娠婦	妊娠中または出産後1年以内の女性
子ども・子育て支援	すべての子どものすこやかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

※この計画では、子ども・子育て支援法に基づき「子ども」表記を基本としますが、内容によっては、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡の通知に基づき、子ども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」にしています。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。